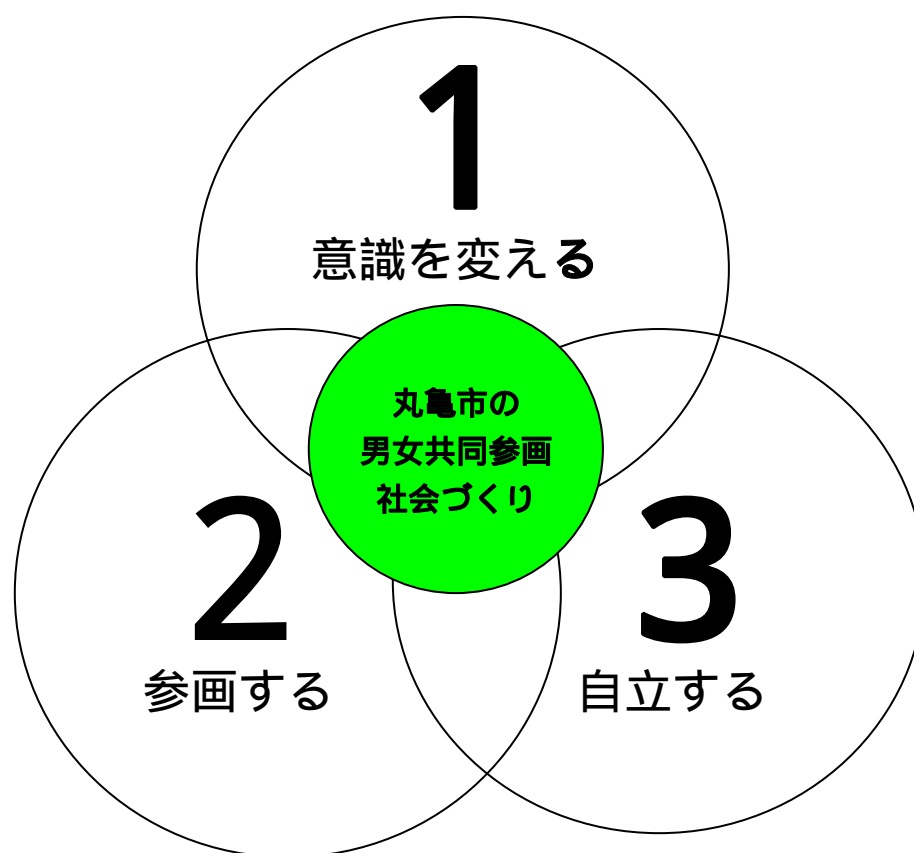


第2章 基本計画



．意識を変える

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備されてきましたが、男女平等を実感している人はまだまだ少なく、家庭・地域・職場などには固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

平成 17 年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」においても、家庭生活・職場・政治の分野で男性が優遇されていると答えた男女は半数以上を占め、特に、社会通念・慣習などでは 75.5%、社会全体では 82.3%と著しく高くなっています。また、社会のあらゆる分野で男女がもっと平等になるために最も重要なこととしては、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習やしきたりを改める」が 25.8%で最も多くなっています。

法律や制度を整備することは非常に重要ですが、人々の意識が変わらなければ効果は薄く、男女共同参画の実現は難しいといえます。社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を与えているのかを常に検証し、見直すとともに、個人の自由な選択による生き方を尊重し、自分らしく生きるための意識づくりを進めます。

	< 目 標 >	< 施 策 >
意識を変える	1.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	(1)広報・啓発活動の展開 (2)情報の収集・提供及び実態調査・研究
	2.男女平等意識を育てる教育・学習の充実	(1)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進 (2)男女共同参画に関する生涯学習の推進 (3)女性のエンパワメントのための教育・学習活動の充実 (4)教育・保育関係者への意識啓発 (5)男性に向けた意識改革のための学習の提供
	3.男女の人権が尊重される社会の実現	(1)男女の人権を理解し尊重する意識の確立 (2)地域メディアにおける女性の人権の尊重

目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 広報・啓発活動の展開

男女共同参画の実現を阻害している大きな障壁の一つは、長い時間をかけて人々の意識の中に作られた固定的な性別役割分担意識です。このような意識は時代とともに変わりつつありますが、個人の生活の中には今なお根強く残っています。このため、市民一人ひとりに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発活動を積極的に進めます。その際、男性や若年層への浸透に配慮し、市民全体に広がりを持った運動として展開します。

< 施策 >

< 事業 >

(1) 広報・啓発活動の展開

職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直し
 多様な媒体の活用
 多様な団体との効果的な連携
 市民と市との双方向な意見交換
 男女共同参画週間などの活用

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【1】 -1-(1)- 職場・家庭・地域 における様々な慣 習・慣行の見直し	職場・家庭・地域、また性別や年代などに合わせたきめ細かな広報・啓発活動を市内全域に展開し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直します。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業などへの広報・啓発 ・地域コミュニティへの広報・啓発 ・地域における男女共同参画推進員の委嘱及び活動支援 ・家庭での慣行を見直すためのジェンダー・チェックの実施 ・市役所内の性別役割分担意識による慣行の是正 ・男女共同参画プランの広報・啓発 	企画課 職員課 生活課 人権課
【2】 -1-(1)- 多様な媒体の活用	市民一人ひとりが男女平等及び人権尊重の意識を持つことができるように、あらゆる広報媒体を利用しながら、繰り返し広報・啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報まるがめ、CATV、FMラジオ、ホームページ、各種情報紙、パンフレットなどを利用した広報・啓発 	企画課 人権課
【3】 -1-(1)- 多様な団体との効 果的な連携	市民全体に広がりを持った運動となるように、各種団体との連携を深め、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る、効果的な広報・啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO・NGO、地域コミュニティ、教育関係団体、商工会議所、マスメディアなど、各種機関・団体との連携による広報・啓発 	企画課 人権課 学校教育課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【4】 -1-(1)- 市民と市との双方向な意見交換	<p>施策の実施が行政からの一方的な押し付けにならないように、常に市民とのコミュニケーションを大切にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、ひまわりボックスなどを活用した広聴制度の充実 	秘書広報課
【5】 -1-(1)- 男女共同参画週間などの活用	<p>「男女共同参画週間(毎年6/23~6/29)」などに併せてイベントを開催し、重点的な広報・啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀にゆかりのある女性展の開催 ・男女共同参画ポスターやパネル展の開催 ・男女共同参画の標語募集 ・図書館における男女共同参画資料の特設展示 ・「丸亀市男女共同参画の日(仮称)」の制定 	企画課 図書館

(2) 情報の収集・提供及び実態調査・研究

女性の置かれている状況を客観的に把握できる統計情報や国・県の取り組み、また、女性の権利に関係の深い条約や法律・条例など、男女共同参画社会の形成に役立つ各種情報の収集・整備・提供に努めます。なお、収集した情報の提供にあたっては、誰もが理解しやすい形で公開するとともに、市民による分析、研究への利用が可能となるように配慮します。

< 施策 >

< 事業 >

(2)情報の収集・提供及び実態調査・研究

国・県の取り組みに関する情報の提供
 女性の権利に関係の深い条約や法律・条例についての分かりやすい周知
 相談窓口・救済機関などの情報提供のシステム整備
 男女共同参画に関する丸亀市の実態調査

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【6】 -1-(2)- 国・県の取り組みに関する情報の提供	国や県が行う男女共同参画に関する調査や取り組みなどについての情報を収集し、市民が利用できるよう形で提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・国の「男女共同参画影響調査」などの情報提供 ・男女共同参画に関する資料の収集・提供 	企画課 図書館
【7】 -1-(2)- 女性の権利に係る深い条約や法律・条例についての分かりやすい周知	女性の権利に関係の深い条約や法律・条例の周知に努め、権利の侵害に関する相談窓口、救済機関などの情報を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・国連や国・県の動向及び国際的な条約、女性の権利に関わる法律や条例などの情報収集及び提供 ・権利の侵害に関する相談窓口、救済機関などの情報提供 	企画課
【8】 -1-(2)- 相談窓口・救済機関などの情報提供のシステム整備	被害者を救済するため、人権の侵害に対して適切な助言を行うとともに、人権侵害事件としての調査や関係機関への通報を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による定期的な「特設相談日」の実施 ・相談体制の整備 ・関係機関との連携強化 	人権課
【9】 -1-(2)- 男女共同参画に関する丸亀市の実態調査	男女共同参画に関する施策を効果的なものとするため、市民意識や地域性などを把握するとともに、施策の影響についても調査します。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査などの実施 ・国の「男女共同参画影響調査」を参考にした丸亀市男女共同参画影響調査の実施 ・市民団体などが行う調査、研究への支援 	企画課

目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進

男女の人権が尊重され、男女平等が実現されるためには、家庭・学校・地域における教育や学習が極めて大きい役割を果たします。学校教育・保育全体を通して、男女平等や自立の意識を育むことができるように、ジェンダーの存在に気づく視点を持って、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性や能力を尊重した教育・保育を進めます。

< 施策 >

< 事業 >

(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進

学校教育・保育全体を通じた男女平等についての指導の充実

固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育・保育についての調査研究の充実

性別の固定的な考え方にとらわれない進路・就職指導の推進

男女共修学習の推進

男女共同参画モデル校事業の充実

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【10】 -2-(1)- 学校教育・保育全体を通じた男女平等についての指導の充実	人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての指導を充実させるとともに、自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育・保育を進めます。 ・ジェンダーにとらわれない考え方を育てる参加型学習の実施 ・読書活動の中でのジェンダーにとらわれない図書の紹介 ・児童指導用教材の作成 ・教育関係図書、ビデオ等の資料収集及び貸出 ・日常保育の中でのジェンダーにとらわれない指導 ・ジェンダーの存在に気づく視点による絵本選定	児童課 教委総務課 学校教育課
【11】 -2-(1)- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育・保育についての調査研究の充実	教材や指導内容について男女平等の視点を持つとともに、固定的な性別役割分担を前提にした学校・保育所運営が行われないように配慮します。 ・男女平等の視点からの学校教育・保育の見直し ・年齢に応じた指導計画の作成	児童課 学校教育課
【12】 -2-(1)- 性別の固定的な考え方にとらわれない進路・就職指導の推進	男女がともに生き方や能力・適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけることができるように指導します。 ・男女が主体的に進路を選択でき、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野なども積極的に選択できるような進路指導の充実 ・ジェンダーにとらわれない視点を大切にした進学説明会の開催	学校教育課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【13】 -2-(1)- 男女共修学習の推進	<p>男女が職業生活や社会参画において対等な構成員であることや、男女が協力して家庭を築くことの重要性などについての男女共修学習を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共修の技術・家庭科の充実 ・男女共同参画の視点に立った実践的な保健体育の指導 	学校教育課
【14】 -2-(1)- 男女共同参画モデル校事業の充実	<p>男女共同参画のモデル校を指定し、教材開発や研究事業を進めるとともに、その実績を広く周知し、全市的な取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画モデル校事業の充実 ・男女共同参画モデル保育所の指定 	児童課 学校教育課

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女が各自の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義を持ちます。生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、学習の成果を様々な形で生かすことのできる生涯学習社会を形成します。

< 施策 >

< 事業 >

(2)男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

地域市民活動団体などが取り組む男女共同参画に関する学習活動への支援

男女共同参画を推進するリーダーの育成とその成果を生かす人材の活用

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【15】 -2-(2)- 男女共同参画に関する学習機会の充実	専門的なジェンダー研究から、身近な分野でのジェンダー問題に関することまで、ワークショップなどを取り入れた分かりやすい学習機会を提供します。 ・ジェンダー研究に関する講演会や講座の開設 ・少年(少年期の男女)教育におけるジェンダーに関する学習の実施 ・身近なジェンダーに関する学習の場の提供 ・ジェンダーの存在に気づく視点を取り入れた子ども向けワークショップの開催 ・男女共同参画に関する図書等の充実	企画課 生涯学習課 美術館 図書館
【16】 -2-(2)- 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解しながら、ともに助け合うような人間形成を行うため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるように支援します。 ・PTAなどを対象とした男女共同参画の視点による家庭教育講座の開催 ・男女共修型の各種講座の実施 (日時・場所・託児・手話・要約筆記などの配慮) ・少年相談の充実 (電話相談、来所相談、子育て一日相談など)	少年育成センター 生涯学習課
【17】 -2-(2)- 地域市民活動団体などが取り組む男女共同参画に関する学習活動への支援	地域市民活動団体などが柔軟な発想で自主的に取り組む男女共同参画に関する学習活動を積極的に支援します。 ・活動場所の提供 ・講師の紹介・派遣 ・補助制度の検討 ・国や県などの支援制度の紹介	企画課 生涯学習課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【18】 -2-(2)- 男女共同参画を推進するリーダーの育成とその成果を生かす人材の活用	<p>地域や職場で男女共同参画の推進に中心的な役割を果たすリーダーを育成するとともに、その成果を発揮できる活動の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を推進する指導者育成講座の開催 （地域リーダー養成講座、人権指導者養成講座、まちづくり亀城塾など） ・受講修了者のフォローアップ体制の整備 	企画課 人権課 生涯学習課

(3) 女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実

女性が、家庭・地域・職場などのあらゆる分野において責任を持った主体的な存在として能力を発揮し、行動するためには力(パワー)をつけることが必要です。このため、多様化・高度化した学習需要に対応できる生涯にわたる学習機会を提供します。

<施策>

<事業>

(3)女性のエンパワーメントのための
教育・学習活動の充実

女性の生涯にわたる学習機会の提供
女性の能力開発の促進

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【19】 -2-(3)- 女性の生涯にわたる学習機会の提供	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる力を身につけるため、多様化・高度化した学習需要に対応できる学習機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性のキャリアアップ講座の開催支援 ・社会人入学制や公開講座などのリカレント教育の啓発 ・テレビやラジオなどを利用した放送大学の紹介 ・生涯学習に関する情報の収集及び提供 ・女性のチャレンジを支援する教育、学習などの情報提供 	商工観光課 生涯学習課
【20】 -2-(3)- 女性の能力開発の促進	女性が様々な分野で活躍できるように、これまで女性が経験する機会の少なかった分野における実践的な研修機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営や企画などの実践的講座の開設 ・国や県などの実践講座の紹介 	企画課 生涯学習課

(4) 教育・保育関係者への意識啓発

学校教育や保育全体を通して人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力などについての指導を充実させ、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育・保育が求められています。このため、教育・保育現場の職員が男女共同参画の理念を理解し、その意識を高めることができる研修などを充実させます。また、教育・保育行政に関わる委員や職員などに対しても、様々な機会をとらえ、男女共同参画についての意識啓発を進めます。

< 施策 >

< 事業 >

(4)教育・保育関係者への意識啓発

教育・保育現場の職員を対象とした男女共同参画意識を高める研修などの充実

教育・保育行政に関わる委員・相談員・職員など関係者全員の意識啓発

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【21】 -2-(4)- 教育・保育現場の職員を対象とした男女共同参画意識を高める研修などの充実	学校や保育所などにおける男女共同参画を推進するため、現場の職員が男女共同参画の理念を理解し、その意識を高める研修などを充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種人権に関する研修や講演会の開催 ・教育・保育現場における職員研修 ・国や県などが主催する研修への派遣 ・職員意識調査の実施 ・教育・保育の中でのジェンダー・チェック 	職員課 児童課 学校教育課
【22】 -2-(4)- 教育・保育行政に関わる委員・相談員・職員など関係者全員の意識啓発	子どもの成長に影響を与える教育・保育行政に関わる委員・相談員・職員、また、社会教育に携わる者等に対し、様々な機会をとらえて男女共同参画についての意識啓発を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種人権に関する研修や講演会の実施 ・教育・保育関係者を対象とした研修会の開催 	職員課 児童課 教委総務課 学校教育課

(5) 男性に向けた意識改革のための学習の提供

家庭において男女が自立し責任を担い合うことは、すべての分野において男女共同参画を進めることにつながります。平成 13 年度総務省「社会生活基本調査」によると、男性の家事・育児・介護などの 1 日平均時間は、夫のみ就業の家庭では 32 分、共働き家庭では 25 分となっています。これは、女性が家事などに費やしている時間（夫のみ就業の家庭で 6 時間 59 分、共働き家庭で 4 時間 12 分）に比べて著しく低くなっており、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担の実態が見られます。このため、男性がこれまでとってきた職場中心のライフスタイルを見直し、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへ転換するための学習機会を充実させます。

< 施策 >

< 事業 >

(5)男性に向けた意識改革のための学習の提供

男性の生き方を考える講座の開催

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【23】 -2-(5)- 男性の生き方を考える講座の開催	男性がジェンダーにとらわれない視点で自らの生き方を考え、多様な生き方に気づくように、意識改革のための講座を開催します。 ・男性のライフプラン講座などの開催	企画課

目標3 男女の人権が尊重される社会の実現

(1) 男女の人権を理解し尊重する意識の確立

人権とは、性別に関係なく誰もが生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。しかし、固定的な性別役割分担意識に基づいて、時として人権が侵害されていたり、知らないうちに他人の人権を侵害したりすることがあります。性別による人権侵害が起こらないように、あらゆる機会を通じて人権の尊重や男女の平等についての啓発を進めます。

<施策>

<事業>

(1)男女の人権を理解し尊重する意識の確立

性別による差別がない社会づくりの啓発

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【24】 -3-(1)- 性別による差別がない社会づくりの啓発	男女共同参画社会の基本である男女の人権尊重意識を育てるため、あらゆる機会を通じて性別による差別がない社会づくりを啓発します。 ・「人権週間(毎年12/4～12/10)」や「国際女性デー(毎年3月8日)」などに併せた重点的な啓発活動の実施	企画課 人権課

(2) 地域メディアにおける女性の人権の尊重

メディアに対して自主的に女性の人権を尊重した表現を行うように働きかけるとともに、メディアからもたらされる膨大な情報を市民が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き自己発信する能力の育成を支援します。また、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを浸透させるため、まず、市が率先して取り組みを進めます。

<施策>

<事業>

(2)地域メディアにおける女性の人権の尊重

男女共同参画の視点に留意した表現の推進

メディア・リテラシー向上のための学習環境の整備

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【25】 -3-(2)- 男女共同参画の視点に留意した表現の推進	メディアが人々の意識形成に与える影響の大きさを考慮し、男女共同参画の視点に留意した表現方法を推進します。 ・メディアのジェンダー問題に関する図書やジェンダーにとらわれない内容のビデオなどの収集及び提供 ・市の刊行物におけるジェンダーにとらわれない表現の徹底 ・男女共同参画に配慮した広報紙づくり	企画課 秘書広報課 人権課
【26】 -3-(2)- メディア・リテラシー向上のための学習環境の整備	学校教育や社会教育におけるメディア・リテラシー（メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力）の向上を支援します。 ・メディア・リテラシーを考える講演会の開催 ・学校におけるメディア・リテラシー教育の充実	企画課 学校教育課 生涯学習課